

JRIS

鉄道車両一足踏式笛弁

JRIS R 1610 : 2019

(JARI)

令和元年 11 月 27 日 制定

日本鉄道車輛工業会規格審査会 審議

(日本鉄道車輛工業会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日本鉄道車輛工業会 規格審査会 構成表

	氏名	所 属
(委員長)	手塚 和彦	株式会社テス
(委員)	岸谷 克己	国土交通省鉄道局
	宮本 昌幸	明星大学名誉教授
	近藤 圭一郎	早稲田大学理工学術院
	古関 隆章	東京大学大学院
	佐々木 君章	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	菊地 隆寛	東日本旅客鉄道株式会社
	遠藤 康信	東京地下鉄株式会社
	島 宗亮平	株式会社総合車両製作所
	和嶋 武典	株式会社日立製作所
	四方田 圭一	日本製鉄株式会社
(鉄車工委員)	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
(顧問)	溝口 正仁	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
(事務局)	井田 博敏	一般社団法人日本鉄道車輛工業会

日本鉄道車輛工業会 基準整備委員会 構成表

	氏名	所 属
(委員長)	岩滝 雅人	株式会社日立製作所
(委員)	塚原 克之	川崎重工業株式会社
	長澤 章二	日本車輛製造株式会社
	菅野 直哉	近畿車輛株式会社
	橋爪 進	株式会社総合車両製作所
	新澤 基彦	新潟トランス株式会社
	土井 裕	三菱重工エンジニアリング株式会社
	北林 英朗	株式会社日立製作所
	鶴田 慎一郎	東芝インフラシステムズ株式会社
	若林 良明	三菱電機株式会社
	梅澤 幸太郎	富士電機株式会社
	佐々木 敏夫	東洋電機製造株式会社
	四方田 圭一	日本製鉄株式会社
	高田 勝治	ナブテスコ株式会社
	平本 正幸	日本信号株式会社
	田中 幹男	株式会社京三製作所
(鉄車工委員)	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
(事務局)	井田 博敏	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	桑 名 寿	一般社団法人日本鉄道車輛工業会

制 定：一般社団法人日本鉄道車輛工業会 会長 制定：令和元.11.27

掲 示：鉄道車両工業；工業会のホームページ；URL；<https://www.tetsushako.or.jp>

発 行 者：一般社団法人 日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 NTT-TEL；03-3257-1901 NTT-FAX；03-3257-3200)

審 査：日本鉄道車輛工業会規格審査会

作成委員会：当工業会基準整備委員会

この規格についての意見又は質問は、当工業会にお願いします。

なお、この規格は、通常5年を経過する日までに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 区分	1
5 構造	1
6 供給圧力	2
7 性能	3
7.1 機能	3
7.2 漏れ	3
7.3 振動	3
7.4 耐久	3
7.5 耐電圧	3
7.6 環境温度	3
8 外観及び寸法	3
9 試験・検査の種類及び項目	3
9.1 試験・検査の種類	3
9.2 試験・検査項目	3
10 試験・検査の条件	4
11 試験・検査の方法	4
12 塗装	5
13 表示	5
14 包装	5
15 取扱時の注意	5
附属書 A (規定) 受渡当事者間で協定する技術的確認事項	6
附属書 B (規定) 足踏式笛弁の取扱時の注意	7
解 説	9

まえがき

この規格は、“日本鉄道車輛工業会規格（以下、鉄車工規格という。）の制定に関する規程”の規定に基づき、鉄車工規格審査会の審議を経て、日本鉄道車輛工業会会長が制定したものである。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。日本鉄道車輛工業会会長及び鉄車工規格審査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JRIS “R シリーズ” 制定の背景

鉄車工規格（JRIS）は、国際規格との整合化の方針に沿って 1995 年以降に性能基準化された JIS とともに、鉄道車両業界で必要とされる事項を規格として定めることとして、2003 年から制定・登録を行っている。

JRIS “R シリーズ” は、車両部品の標準化を図るとともに汎用性をもつ市販部品の車両部品への活用などを可能にする活動の一環として、従来から製品仕様、設計標準などを規格化してきた旧鉄車工標準（RIS）を今後も利用できるようにするため、2003 年から鉄車工規格として制定・登録するとともに、その後の技術の進化に対応するため整備を継続しているものである。また、RIS からの継承のもののほか、多くの鉄道事業者及び製造業者が標準的に採用している技術分野についても製品仕様、設計標準などを JRIS “R シリーズ” として規格化している。

なお、RIS から移行した “R シリーズ” の規格番号は、前身となる RIS の 3 桁の番号の前に零（0）を加えた 4 桁の番号とすることとしており、これによって規格の名称と番号との関係についての継続性を保っている。

JRIS は、制定の背景や関係する技術分野に応じて五つに区分した体系で構成されている。この規格の “R シリーズ” のほかに、“D”、“E”、“J” 及び “W” シリーズがある。

鉄道車両—足踏式笛弁

Rolling stock—Foot-whistle valves

1 適用範囲

この規格は、鉄道車両の空気笛を吹鳴させる足踏式笛弁について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7505-2 アネロイド型圧力計—第2部：取引又は証明用

JIS B 7507 ノギス

JIS E 4001 鉄道車両—用語

JIS E 4031 鉄道車両用品—振動及び衝撃試験方法

JIS E 4311 鉄道車両—ブレーキ部品—試験通則

JIS E 5004-1 鉄道車両—電気品—第1部：一般使用条件及び一般規則

規格概要につき以下は省略する。